（参考様式1）

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　　（　2018年　6月分）

事業開始予定年月の状況で作成してください。

ービス種類】　通所型サービス（国基準と同等）・（緩和型）

※（国基準と同等）・（緩和型）のどちらかに○をつけてください。

事業所名　（　デイサービス江戸川　　）

営業時間	8:30～17:30	サービス提供時間	9:00～16:45（1単位目）
営業日	（月）～(土)		

職　種	勤務形態	氏　名 ＊	第1週 1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	第2週 8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	第3週 15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	第4週 22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	4週の合計	単位	定員	資格等	備　考
管理者	A	東京　花子		①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160	1	12		
生活相談員	A	生活　一郎			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160			社会福祉主事	
生活相談員	B	生活　次郎		①							①							①							①					32			介護支援専門員	介護職兼務
看護職員	A	看護　緑		①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160			看護師	
看護職員	D	看護　しのぶ		④		④		④			④		④		④	④		④		④		④			④		④		④	④	14			看護師	機能訓練指導員兼務 同一敷地内老健業務
看護職員		連携先職員										④		④					④		④		⑥			④		④			20			看護師	△△訪問看護ステーションと連携
介護職員	B	生活　次郎										①	①	①	①				①	①	①	①				①	①	①	①		128			介護福祉士	生活相談員兼務
介護職員	A	介護　真司		①	①		①	①	①		①	①		①	①	①		①	①		①	①	①		①	①		①	①	①	160			区主催の研修受講者	
介護職員	C	介護　花子		②		②		②	②		②		②		②	②		②		②		②	②		②		②		②	②	64				
介護職員	C	介護　純子		③		③		③	③		③		③		③	③		③		③		③	③		③		③		③	③	72				
機能訓練指導員	D	看護　しのぶ		⑤		⑤		⑤			⑤		⑤		⑤	⑤		⑤		⑤		⑤			⑤		⑤		⑤	⑤	28			看護師	同一敷地内老健業務
機能訓練指導員	D	機能　元子			⑤		⑤		⑤			⑤		⑤					⑤		⑤		⑤			⑤		⑤			20			看護師	同一敷地内老健業務

病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携によって看護職員の確保をしている場合には、空欄で構いません。

病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携によって看護職員の確保をしている場合には、備考欄に連携先の名称を記載してください。

機能訓練指導員は、月に１回以上は利用者全員に対面で指導できる体制としてください。

区主催の研修受講者又は区主催の研修と同等の研修等受講者は資格等欄に記入してください。

備考1　＊欄には、当該月の曜日を記入してください。

2　勤務形態の欄には、下記区分のとおり記載してください。

勤務形態の区分　Ａ：常勤で専従　Ｂ：常勤で兼務　Ｃ：非常勤で専従　Ｄ：非常勤で兼務

3　従業者全員（管理者を含む。）について勤務時間ごとに番号を付し、4週分の勤務すべき時間数を記入してください。

※ 勤 務 時 間　①8:30～17:30（8時間）　②9:00～13:00（4時間）　③13:00～17:30（4．5時間）
④9:00～10:00（1時間）　⑤10:00～12:00（2時間）　⑥10:00～16:30（6時間）

4　従業者に兼務がある場合は、兼務内容を備考欄に記入してください。

5　複数単位の場合は、「単位区分」欄に単位番号を記入し、単位ごとに勤務表を作成してください。

【注意事項】　**勤務延時間数に算入できる時間数について**

・従業員１人につき、勤務延時間数に算入できる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とする。
（例えば、常勤が勤務すべき時間数が４週で160時間の事業所において、法人役員等であって４週で172時間勤務する従業員であっても、160時間を上限とすること）

常勤・非常勤の区分について

・当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。雇用の形態は考慮しない。
（例えば、常勤者は4週で160時間勤務することとされた事業所であれば、パート雇用であっても、4週160時間勤務する従業者は常勤となる）

当該事業所で兼務がある場合の書き方について

・兼務するような場合にあっては、当該従業員が1日に勤務すべき時間数を按分し、それぞれ勤務時間ごとに番号を付して記入すること。